

東かがわ市告示第41号

東かがわ市農業振興関係補助事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月25日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市農業振興関係補助事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市農業振興関係補助事業費補助金交付要綱（平成15年東かがわ市告示第110号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
事業名	事業内容	県補助率 (義務負担)	市補助率	事業名	事業内容	県補助率 (義務負担)	市補助率
略				略			
水田フル活用需給 力強化緊急対策事 業	略	略	略	水田フル活用需給 力強化緊急対策事 業	略	略	略
		}		6次産業化促進整 備事業	<u>6次産業化に必要な 機器などの条件整備に 要する経費を支援す る。</u> <u>(1) 農業経営の多 角化タイプ</u> <u>ア. 加工用機械・施 設</u> <u>イ. 販売用機械・施 設</u> <u>(2) 農商工連携タ イプ</u> <u>ア. 加工用機械・施</u>	1 / 3以内	5 / 100以内

改正後					改正前				
						設栽培管理用 イ. 機械・施設			
略					略				
力強い水田農業対策事業	かがわの水田有効活用条件整備事業	略	略	略	力強い水田農業対策事業	かがわの水田有効活用条件整備事業	略	略	略
かがわの水田競争力強化対策事業	生産力向上農業機械等整備事業	かがわの水田農業競争力強化対策事業実施要領（平成29年4月3日付け29生流第86号）による、次のいずれかの要件に該当する場合に支援を行う。 （1）米麦の生産拡大等に必要な営農用機械・器具等の整備を行う場合 （2）ICTやAI技術等により省力化・効率化につながる営農用機械・器具等の整備を行う場合	30/100以内	5/100以内					
集落営農加速化事業		略			集落営農加速化事業		略		
みんなで	略				みんなで	略			

改正後					改正前				
守る地域 農業推進 事業	組織間連 携等支援 事業	集落営農組織の経営 体質の強化や人材不足 の解消、農業用機械の 効率的利用に向け、担 い手経営体等との連携 を開始する取組に退位 する経費を支援する。	10/10 (た だし、補助 の上限は 100,000円 とする。)		守る地域 農業推進 事業	組織間連 携等支援 事業	集落営農組織の経営 体質の強化を図るため、 担い手経営体や農業関 連法人等との連携活動 に要する経費を支援す る。	1/2以内 (ただし、 補助の上限 は100,000 円とす る。)	
	略					略			
	基盤整備 促進支援 事業	略	4/10以内 (ただし、 補助の上限 は、 3,000,000 円とす る。)	略		基盤整備 促進支援 事業	略	4/10以内 (ただし、 補助の上限 2,000,000 円とす る。)	略
	農業支援 グループ 活動支援 事業	地域農業の維持継承 を目的に、農作業の受 託に取り組むグループ に対して、農業用機 械・器具等の整備を支 援する。	略	略		グループ 農業支援 事業	地域農業を支える多 様な若手グループが農 作業受託に取り組むた めに必要な営農用機 械・器具の導入経費を 支援する。	略	略
略					略				
新規就農者の経営 発展支援事業費	香川県新規就農者サ ポート事業実施要領に 基づいて行う農業用機 械・施設整備等に要す る経費を支援する。	1/3以内 (ただし、 補助金の上 限は、 2,000,000 円、栽培管			新規就農者の経営 発展支援事業費	香川県新規就農者サ ポート事業実施要領に 基づいて行う施設整備 に要する経費を支援す る。	1/3以内 (ただし、 補助金の上 限は、 2,000,000 円とす		

改正後					改正前				
			理用施設は 上限 4,000,000 円とす る。)						る。)
略					略				
農業従事 者生活向 上事業	農村生活 研究活動	略	農作物栽培を通じて 加工販売、高齢者の生 きがいきなり、遊休農 地の解消等に寄与して いる団体に対して助成 する。	事業費の1 /2以内 (ただし、 補助金の上 限は、 300,000円/ 年以内とす る。)	農業従事 者生活向 上事業	農村生活 研究活動	略	農作物栽培を通じて 加工販売、高齢者の生 きがいきなり、遊休農 地の解消等に寄与して いる団体に対して助成 する。	定額 200,000円/ 年以内
略					略				
稲作文化伝承事業	稲作文化伝承事業実 行委員会に対して助成 する。			上限額 4,500,000円	稲作文化伝承事業	稲作文化伝承事業実 行委員会に対して助成 する。			1,300,000円 以内
略					略				
農地集積補助金交 付事業	香川県農地集積支援 事業費補助金交付要綱 (平成26年4月1日付 け26農経第442号)に基 づき、農地中間管理機 構が農地中間管理権を 有する農用地等を新た に借り受けた受け手	香川県農 地集積支援 事業費補助 金交付要綱 による。			農地集積補助金交 付事業	農地中間管理機構が 農地中間管理権を有す る農用地等を新たに借 り受けた受け手(認定 農業者、認定新規就農 者及び集落営農法人) に対して補助金を交付 する。	交付対象農 地	15,000円/ 10a	ただし、集 積後の経営

改正後				改正前			
	(認定農業者、認定新規就農者及び集落営農法人) に対して補助金を交付する。					耕地面積が20haを超える経営体は、10,000円/10aとする。	
略				略			
畜産競争力強化対策整備事業	略	略	略	畜産競争力強化対策整備事業	略	略	略
肉用牛生産振興事業	優良雌牛の確保や生産性向上のための各種事業を実施する団体に対して補助金を交付する。		1/8以内 (ただし、補助金の上限は、100,000円とする。)				
オリーブ生産拡大加速化事業	略			オリーブ生産拡大加速化事業	略		
略				略			
備考 市補助率は、課税事業者については、税抜き事業費に対して乗じる率とする。							
附 則 この告示は、令和6年4月1日から施行する。							